

＊北海道公報		発行 北 海 道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
条 例		
○町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (法制文書課)		47
告 示		
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (土地改良指導課)		47
○道営土地改良事業計画の決定…………… (土地改良指導課)		47
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (土地改良指導課)		48
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定…………… (土地改良指導課)		48
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)		48
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)		48
○建設業者に対する監督処分…………… (建設情報課)		49
○道路の供用の開始…………… (道路整備課)		49
支 庁 告 示		
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業務の停止処分……………		50
条 例		
町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。 平成17年 2 月22日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道条例第1号		
町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例 (北海道児童相談所設置条例の一部改正)		
第1条 北海道児童相談所設置条例 (昭和23年北海道条例第32号) の一部を次のように改正する。 表北海道函館児童相談所の項中「鹿部町 砂原町」を「鹿部町」に改める。 (北海道保健所条例の一部改正)		
第2条 北海道保健所条例 (昭和23年北海道条例第16号) の一部を次のように改		
正する。 別表北海道渡島保健所の項中「鹿部町 砂原町」を「鹿部町」に改める。 (北海道地域農業改良普及センター条例の一部改正)		
第3条 北海道地域農業改良普及センター条例 (昭和33年北海道条例第13号) の一部を次のように改正する。 別表渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センターの項中「鹿部町 砂原町」を「鹿部町」に改める。 (北海道家畜保健衛生所条例の一部改正)		
第4条 北海道家畜保健衛生所条例 (昭和25年北海道条例第92号) の一部を次のように改正する。 別表北海道渡島家畜保健衛生所の項中「、砂原町」を削る。 (北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)		
第5条 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例 (平成12年北海道条例第21号) の一部を次のように改正する。 別表中「鹿部町 砂原町」を「鹿部町」に改める。 (北海道警察組織条例の一部改正)		
第6条 北海道警察組織条例 (昭和29年北海道条例第26号) の一部を次のように改正する。 別表第3 函館方面森警察署の項中「、砂原町」を削る。		
附 則		
この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。		
告 示		
北海道告示第131号		
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2 項の規定により、平成17年 2 月 8 日、訓子府土地改良区の定款の変更を認可した。 平成17年 2 月22日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道告示第132号		
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1 項の規定により、次の地区について道営		

1月と2月は「はたちの献血キャンペーン」実施中です。献血にご協力願います。

土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、平成17年2月23日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成17年2月22日

	北海道知事	高橋 はるみ
地区名	事業の種類	縦覧場所
下の湯	ため池等整備〔用排水施設整備〕	北海道渡島支庁
土幌東部	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農道、農業用排水、暗きょ、土層改良）	北海道十勝支庁
礼作別	同〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きょ、土層改良）	同
栄	一般農道整備（一般）	同
西旭	同	同

北海道告示第133号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成17年2月23日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成17年2月22日

	北海道知事	高橋 はるみ
地区名	事業の種類	縦覧場所
川沿	経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ）	北海道留萌支庁
中音更	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農道、暗きょ）	北海道十勝支庁
北音更	同（農道、農業用排水、土層改良）	同

北海道告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、芽室町の行う土地改良（美生地区維持管理）事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。
その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成17年2月23日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成17年2月22日

	北海道知事	高橋 はるみ
--	-------	--------

北海道告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成17年2月22日

	北海道知事	高橋 はるみ
--	-------	--------

1(1) 保安林予定森林の所在場所 江別市八幡122の126、122の132、122の133
(2) 指定の目的 風害の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
2(1) 保安林予定森林の所在場所 岩内郡共和町梨野舞納179（次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的 飛砂の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに江別市役所及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第136号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成17年2月22日

	北海道知事	高橋 はるみ
--	-------	--------

1 保安林予定森林の所在場所 爾志郡熊石町字豊岩122・123・526（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第137号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
ミサワ住宅株式会社	般-13 石第17672号	平成17. 1. 6
ウォータープラント工事株式会社	般-11 石第10134号	同 17. 1.11
浅野利水工業株式会社	般-14 石第6725号	同 17. 1.12
株式会社 ウェル 札幌	般-12 石第13129号	同
株式会社 コダマ 工務店	般-12 石第14622号	同
株式会社 三 企 住宅	般-15 石第18448号	同
有限会社 幌成千葉設備	般-15 石第16311号	同 17. 1.24
有限会社 オーエム創社	般-12 石第14647号	同 17. 1.27
桜井工事株式会社	般-14 石第6653号	同 17. 1.28
株式会社 ライフ 電工	般-14 石第12865号	同
株式会社 創匠 計画	般-13 石第13660号	同 17. 1.31
協立工務店	般-14 後第1518号	同 17. 1.17
有限会社 富田 塗装	般-12 空第634号	同 17. 1.14
株式会社 三 上 組	般-13 空第912号	同
有限会社 中西 設備工業	般-12 空第1711号	同 17. 1.21
有限会社 明 円 建設	般-11 空第2918号	同 17. 1.24
永山ブロック工務所	般-12 空第476号	同 17. 1.25
有限会社 水上住宅サービス	般-12 空第2623号	同 17. 1.28
羽石建設有限会社	般-11 上第1187号	同 17. 1. 6
有限会社 北 央 興業	般-13 上第218号	同 17. 1.17
有限会社 アサヒ 創建研究所	般-13 上第4626号	同

成 澤 板 金 店	般-11 宗第157号	同 17. 1. 4
留 辺 薬 建 設 株 式 会 社	般-12 網第468号	同 17. 1.18
水 野 組 株 式 会 社	般-12 網第1410号	同 17. 1.21
成 田 建 設	般-11 胆第829号	同 17. 1.11
丸 重 建 設 興 業 株 式 会 社	般-13 胆第2258号	同
有限会社 伊 藤 工 務 所	般-12 胆第974号	同 17. 1.12
丸 淳 富 川 重 機	般-12 日第603号	同 17. 1.28
株式会社 牛 来 工 務 店	般・特-12 十第274号	同 17. 1. 6
あおぞら工業有限会社	般-16 十第2089号	同 17. 1.14
竹 内 板 金 工 作 所	般-13 十第1440号	同 17. 1.19
株式会社 ケ イ セ イ 建 設	般・特-12 十第979号	同 17. 1.25
道 栄 カ ッ タ ー 興 業	般-14 釧第2495号	同 17. 1.14

2 許可の一部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
大 北 建 設 株 式 会 社	般-13 石第8945号	平成17. 1. 6
鹿 島 舗 道 工 業 株 式 会 社	特-15 石第254号	同 17. 1.17
株式会社 岸 田 組	般-14 上第450号	同 16.12.22
株式会社 谷 内	般-11 上第1133号	同 17. 1.11
戸 田 建 設 株 式 会 社	般-11 宗第156号	同 17. 1. 6
中 田 建 設 株 式 会 社	般-11 宗第16号	同 17. 1.24
株式会社 東 興 石 材	般-14 網第2583号	同 17. 1. 5
株式会社 藤 共 工 業	特-14 網第413号	同 17. 1.14
株式会社 大 友 設 備	般-14 胆第2440号	同 17. 1.18
有限会社 マ ル ミ ア 部 組	般-12 日第503号	同 17. 1.12
株式会社 川 村 組	般-12 十第389号	同 17. 1.17
株式会社 ア ク ト	般-11 十第3257号	同
株式会社 キ シ ダ	般-11 十第1324号	同 17. 1.25
有限会社 山 建 産 業	般-13 十第3321号	同 17. 1.28

北海道告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年2月22日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 道道 森インター線 北海道函館土木現業所 道道 静川美沢線 北海道室蘭土木現業所	供 用 開 始 の 区 間 茅部郡森町字森川町292番10地先から 茅部郡森町字森川町303番2地先まで 苫小牧市字柏原143番30地先から 苫小牧市字植苗96番76地先まで	供用開始の期日 平成17. 2.22 同 17. 3. 1
支 庁 告 示		
北海道石狩支庁告示第6号 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第1項の規定により公告する。 平成17年2月22日 北海道石狩支庁長 渡 部 道 博 1 住 所 札幌市南区石山1043-72 2 商号又は名称 道内不動産金融 3 氏 名 森本ミツ子 4 登録番号 北海道知事(2)石第02391号 5 業務停止の期間 平成17年2月15日から3月31日までの45日間 6 業務停止の範囲 新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。 ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。		